

障がい福祉ガイドブック



延岡市 障がい福祉課

平成21年3月

1 手当・年金について

P. 1

特別障害者手当
障害児福祉手当
特別児童扶養手当

P. 2

児童扶養手当
障害基礎年金
宮崎県心身障害者扶養共済

2 医療費助成について

P. 3

自立支援医療給付事業（更正医療）	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）
自立支援医療給付事業（育成医療）	母子及び父子家庭医療費助成事業
重度心身障がい者医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業

3 補装具・日常生活用具について

P. 4

補装具給付事業
日常生活用具給付等事業

4 運賃・利用料等割引助成について

P. 5

タクシー運賃割引
タクシー料金助成事業
バス運賃割引
鉄道運賃割引
航空運賃割引
船舶運賃割引

P. 6

有料道路通行料金割引
透析患者・難病患者通院交通費助成事業
NHK放送受信料免除
ヘルストピア延岡利用割引
県立博物館・美術館の観覧料免除
携帯電話割引サービス

5 資金の助成・貸付について

P. 7

身体障がい者用自動車改造費助成事業
身体障がい者用自動車運転免許取得促進助成事業
障がい者住宅改造等助成事業（住宅改造関係）
障がい者住宅改造等助成事業
（視覚障がい者施術施設整備関係）

P. 8

身体障がい者補助犬貸付事業
生活福祉資金貸付事業

6 その他の制度について

P. 9

所得税・住民税・事業税減免
自動車税・自動車取得税減免
重度肢体障がい者移動支援事業
福祉機器リサイクル事業
リフト付福祉バス運行事業
ノンステップバス運行

P. 10

手話奉仕員派遣事業
要約筆記奉仕員派遣事業
音声機能障がい者発声訓練事業
きこえとことばの教育相談

P. 11

オストメイト社会生活適応訓練事業
難病患者等居宅生活支援事業
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
ことばの教室
障がい幼児言語訓練事業
地域療育機能強化事業
地域活動支援センター事業

P. 12

職親制度
点字図書館
盲人ホーム
障がい者の雇用相談
重度心身障がい児（者）通園事業B型

- 7 障がい者の相談機関について…………… P. 12
- 8 在宅障がい福祉サービスについて…………… P. 13
- 9 施設入所などの福祉サービスについて…………… P. 15
- 10 介護保険制度について…………… P. 16
- 11 障がい者団体について…………… P. 17

□事業や給付の内容は、障がいの種別・等級により異なっております。また、診断書等の内容や所得により対象とならない場合もありますので、詳しくはそれぞれの担当窓口にご相談ください。

□制度・事業の対象となる目安は、手帳等級欄の●▲の記号を参考にしてください。

●・・・おおむね対象となります。

▲・・・一部が対象となります。

等級欄に●▲のまったくない制度・・・手帳の有無を問いません。

※助成制度を利用する際には、印鑑と障がい者手帳が必要な場合が多いため、必ずご持参ください。

1 手当・年金について

事業名										事業内容										備考 窓口	
特別障害者手当										20歳以上で、心身に著しく重度の障がいのある人(おおむね1～2級程度の身体障がいを重複するなど)で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。										・所得制限あり。 ・施設または病院等の入所制限有り	
身障手帳(級)						療育手帳				診断書による障がい程度の判定があります。										・手帳の有無は問いません。	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	月額 26,440円										障がい福祉課 ☎ 22-7059		
障害児福祉手当										20歳未満で、心身に重度の障がいのある児童で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。										・所得制限あり。 ・施設または病院等の入所制限有り	
身障手帳(級)						療育手帳				※診断書による障がい程度の判定があります。										・手帳の有無は問いません。	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	月額 14,380円										障がい福祉課 ☎ 22-7059		
特別児童扶養手当										20歳未満で、心身に重度の障がいのある児童を、監護養育をしている保護者に支給します。										・所得制限あり。 ・施設等の入所制限有り	
身障手帳(級)						療育手帳				・重度の障がい児1人につき 月額 50,750円										・手帳の有無は問いません。	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	・中度の障がい児1人につき 月額 33,800円										障がい福祉課 ☎ 22-7059		

児童扶養手当										父に左記に掲げる障がいがあるか、または父がいない児童(18歳未満または20歳未満で一定の障がいがある児童)を監護養育している人が、公的年金を受給していなければ支給します。			・所得制限あり。 ・施設等の入所制限有り				
身障手帳(級)						療育手帳							児童家庭課 ☎ 22-7017				
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2									
▲	▲					▲			市民課 国民年金係 ☎ 22-7036								
障害基礎年金												障がいの程度により、障害基礎年金を受給できません。			・手帳の有無は問いません。		
身障手帳(級)						療育手帳											
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2									
									障がい福祉課 ☎ 22-7059								
宮崎県心身障害者扶養共済												障がい児・者の保護者が毎月掛金を納め、万一その保護者が死亡または特別障がい者になった場合に、対象となる障がい児・者に対して年金が支給されます。 掛金月額は加入口数および加入年齢により異なります。 非課税世帯等には、市から掛金の助成を行います。			・加入は64歳まで。 ・加入は2口まで。		
身障手帳(級)						療育手帳											
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2									
●	●	●				●	●	●									

2 医療費助成について

事業名										事業内容										備考					
																				窓口					
自立支援医療給付事業 (更生医療)										18歳以上の身体障がい者に対して、その日常生活能力、または職業能力上の障がいを軽減回復させるための医療を給付します。(人工透析療法、心臓手術、人工関節術など。)										・1割の自己負担 (月額負担上限あり) ・医療機関の指定あり。 ・医療(手術等)の種類に制限あり。					
身障手帳(級)					療育手帳																	※心臓手術・人工透析療法以外については、県の事前判定が必要になります		障がい福祉課 ☎ 22-7059	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	
▲	▲	▲	▲	▲	▲																				
自立支援医療給付事業 (育成医療)										18歳未満の障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。 身体障がい者手帳の有無は問いません。										・世帯の所得税額等に 応じた自己負担あり。 ・医療機関の指定あり。 ・医療(手術等)の種類に制限あり。					
身障手帳(級)					療育手帳																	身体障がい者手帳の有無は問いません。		延岡保健所 ☎ 33-5373	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	
重度心身障がい者医療費助成事業										保険診療内において、医療費の一部負担金が1,000円/月を超えたときは、1,000円を控除した額を助成します。 18歳未満の人は、全額助成します。 介護保険適用分は対象外です。										・所得制限あり。 ・身障3級の人、療育B1の所持が条件。					
身障手帳(級)					療育手帳																	18歳未満の人は、全額助成します。 介護保険適用分は対象外です。		障がい福祉課 ☎ 22-7059	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	
▲	▲	▲				▲	▲																		
長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)										65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人は、長寿医療制度の対象となります。 加入・非加入についてはご本人が選択できます。 医療機関での窓口負担額 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>一般の人</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得の人</td> <td>3割</td> </tr> </table>										一般の人	1割	現役並み所得の人	3割	・所得制限あり。 ・年齢制限あり。	
一般の人	1割																								
現役並み所得の人	3割																								
身障手帳(級)					療育手帳					加入・非加入についてはご本人が選択できます。		国民健康保険課 ☎ 22-7057													
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	
●	●	●	▲			●																			
母子及び父子家庭医療費助成事業										父または母に左記に掲げる障がいがあるか、または父または母がいない20歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭に医療費を助成します。 保険診療内において、医療費の一部負担金が、1,000円/月を超えたときは、1,000円を控除した額を助成します。入院は現物給付になります。										・所得制限あり。 ・年齢制限あり。					
身障手帳(級)					療育手帳																	保険診療内において、医療費の一部負担金が、1,000円/月を超えたときは、1,000円を控除した額を助成します。入院は現物給付になります。		平成20年10月制度改正 児童家庭課 ☎ 22-7017	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	
▲	▲					▲																			
乳幼児医療費助成事業										・保険診療内で受けた治療の自己負担が350円になります。(1ヶ月に1病院・診療科ごと、および入院・外来別で、350円の支払が必要です) *6歳に到達する日以後の最初の3月31日迄										・手帳の有無は問いません。 平成20年10月制度改正 児童家庭課 ☎ 22-7017					
身障手帳(級)					療育手帳																	・保険診療内で受けた治療の自己負担が350円になります。(1ヶ月に1病院・診療科ごと、および入院・外来別で、350円の支払が必要です)		平成20年10月制度改正 児童家庭課 ☎ 22-7017	
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																	

3 補装具・日常生活用具について

事業名		事業内容		備考						
				窓 口						
補装具給付事業		身体の失われた部分や日常生活上・職業上で障がいのある部分を補うための装具を給付します。 障がいの種別・補装具の種類により、医師の意見書や宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要です。		・原則1割の自己負担あり ・障がいの種類、等級、所得により給付制限あり						
身障手帳(級) 療育手帳				障がい福祉課 ☎ 22-7059						
1	2	3	4			5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲			▲	▲			

障がい別	給付種目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助杖
視覚障がい	盲人安全杖、義眼、眼鏡(矯正・弱視・遮光)、コンタクト
聴覚障がい	補聴器(箱型・耳掛型・挿耳型・骨導型)
その他	重度障がい者用意志伝達装置、

事業名		事業内容		備考						
				窓 口						
日常生活用具給付等事業		在宅の重度心身障がい児・者に対し、日常生活を支援するための用具を給付します。		・原則1割の自己負担あり ・障がいの種類、等級、所得により給付制限あり						
身障手帳(級) 療育手帳				障がい福祉課 ☎ 22-7059						
1	2	3	4			5	6	A	B1	B2
▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲		

障がい別	給付種目
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、頭部保護帽、収尿器、訓練いす、訓練用ベット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、歩行補助杖(T字つえ等の一本杖)
視覚障がい	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、盲人用体温計、盲人用体重計、点字器、点字図書点字タイプライター、点字ディスプレイ、電磁調理器、拡大読書器、視覚障がい者用活字文書読上げ装置
聴覚障がい	聴覚障がい者用情報受信装置、聴覚障がい者用屋内信号装置(サウンドマスター・聴覚障がい者用目覚し時計・聴覚障がい者用屋内信号灯含む)、聴覚障がい者用通信装置
言語障がい	携帯用会話補助装置、人工咽頭
内部障がい	ストマ用装具(便・尿)、透析液加温器、酸素ポンプ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、収尿器
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器
その他	住宅改修費、自動消火器、火災警報器、紙おむつ

4 運賃・利用料等割引助成について


事業名										事業内容										備考	
																				窓口	
タクシー運賃割引										宮崎県内のタクシーの乗車運賃が10%割引されます。 県外の利用は、直接タクシー会社に問い合わせてください。										各タクシー会社	
身障手帳(級)						療育手帳															
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
タクシー料金助成事業										以下の身体障がい者に対し、延岡市内のタクシー会社で使用できるタクシー券を交付します。 肢体障がい 1級 心臓機能障がい 1級 呼吸器機能障がい 1級 視覚障がい 1級または2級										・1人あたり年間560円券を12枚交付。 ・在宅の人のみ交付。 ・印鑑、身障手帳が必要です。	
身障手帳(級)						療育手帳										障がい福祉課 ☎ 22-7059					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲											
バス運賃割引										宮交バスの乗車運賃が50%割引されます。 第1種障がい者で単独でバス利用できない方については、本人と介護者1人の割引も受けられます。証明シールを障がい福祉課で貼り付けます。 第1種障がい者で単独でバス利用できる方と、第2種障がい者の方は、本人のみの割引です										・療育Aは、第1種 ・療育B1・B2は、第2種 ・県外バス会社は、直接問い合わせてください。	
身障手帳(級)						療育手帳										宮交バス					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
鉄道運賃割引										第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃割引(普通・定期乗車券、回数券、急行券50%割引) 第2種障がい者：本人のみ運賃割引 ただし、12歳未満の人は、介護者1人も割引。(普通乗車券50%割引)										・障がい者が単独で乗車する場合は、片道100kmを超える普通乗車賃のみ割引。 各駅窓口 (JR他民間各社含む)	
身障手帳(級)						療育手帳															
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
航空運賃割引										第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃割引 第2種障がい者：本人のみ運賃割引 (本人および介護者は、いずれも12歳以上の人が対象です。)										各航空会社支店・代理店 各空港の窓口	
身障手帳(級)						療育手帳															
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
船舶運賃割引										第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃割引 第2種障がい者：本人のみ運賃割引 船舶会社により、割引率が異なります。直接問い合わせてください。										各船舶会社支店・代理店 各船舶発着場の窓口	
身障手帳(級)						療育手帳															
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●				

有料道路通行料金割引										① 障がい者が自ら自動車を運転する場合に、割引の証明スタンプを押します。 ② 第1種障がい者の人の移動のために介護者が運転する場合に、割引の証明スタンプを押します。 * 介護者運転の場合は、障がい程度の条件があります。			・対象となる自動車や運転者には制限があります。 ・申請の際、障害者手帳、車検証をお持ちください。 ・ETC適用車も割引可		
身障手帳(級)						療育手帳						障がい福祉課 ☎ 22-7059			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲									
透析患者・難病患者通院交通費助成事業										以下に掲げる人に対し、通院交通費の一部を助成します。 ① 通院により、人工透析療法を受けている人。 ② 通院により、治療を受けている人で、県の特定疾患の認定を受けている人。			・徒歩、医療機関の送迎を受けている人、バス料金が150円区間の人は対象外。		
身障手帳(級)						療育手帳						障がい福祉課 ☎ 22-7059			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
NHK放送受信料免除										全額免除 ①障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税 半額免除 ①視覚・聴覚障がい者が世帯主 ②重度の障がい者が世帯主 (身障手帳1・2級, 療育手帳A, 精神保健福祉手帳1級)			・世帯は住民票によるもの。 ・申請の際には、手帳と印鑑が必要になります。 ※平成20年10月免除基準改正		
身障手帳(級)						療育手帳						障がい福祉課 ☎ 22-7059			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							
ヘルストピア延岡利用割引										手帳を所持する人が、ヘルストピア延岡を利用する際に、手帳を提示すれば割引が受けられます。 大人 : 200円引き 小人 : 100円引き			ヘルストピア延岡 ☎ 34-1111		
身障手帳(級)						療育手帳						宮崎県総合博物館 ☎ 0985-24-2071 宮崎県立美術館 ☎ 0985-20-3792			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
●	●	●	●	●	●	●	●	●							
県立博物館・美術館の観覧料免除										宮崎県総合博物館(西都原資料館を含む)および宮崎県立美術館の観覧料を免除します。			・常設展の観覧料のみ		
身障手帳(級)						療育手帳						各携帯電話会社または携帯電話取扱店			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
●	●	●	●	●	●	●	●	●							
携帯電話割引サービス										携帯電話各社の基本使用料が割引されます。 NTTドコモ : ハーティー割引 a u : スマイルハート割引 ソフトバンク : ハートフレンド割引 等					
身障手帳(級)						療育手帳						各携帯電話会社または携帯電話取扱店			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
●	●	●	●	●	●	●	●	●							


5 資金の助成・貸付について

事業名	事業内容	備考 窓 口																											
<p>身体障がい者用自動車改造費助成事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">身障手帳(級)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">療育手帳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">A</td><td style="text-align: center;">B1</td><td style="text-align: center;">B2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲	▲							<p>左記等級の上肢・下肢・体幹機能障がい者で、道路交通法の規定により自動車の改造が必要とされた人が自動車の操行装置や駆動装置を改造する場合に、その費用を10万円を限度に助成します。</p>	<p>・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。 ・改造後の申請は不可。</p> <p style="text-align: center;">障がい福祉課 ☎ 22-7059</p>
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲	▲																											
<p>身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">身障手帳(級)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">療育手帳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">A</td><td style="text-align: center;">B1</td><td style="text-align: center;">B2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td><td style="text-align: center;">●</td><td style="text-align: center;">●</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	▲	▲	▲				<p>身体障がい者が運転免許を取得する際に、自動車教習所の授業料2/3を10万円を限度に助成します。</p> <p>手帳4級以下の人は、道路交通法の規定により、自動車に身体に応じた補助手段が必要とされた人、および補聴器の使用が必要とされた人が対象です。</p>	<p>・事前の申請が必要。 ・免許取得後の申請は不可。</p> <p style="text-align: center;">障がい福祉課 ☎ 22-7059</p>
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
●	●	●	▲	▲	▲																								
<p>障がい者住宅改造等助成事業(住宅改造関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">身障手帳(級)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">療育手帳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">A</td><td style="text-align: center;">B1</td><td style="text-align: center;">B2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td></td><td></td><td></td> <td style="text-align: center;">▲</td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲	▲				▲			<p>障がい者が快適に居住できるよう住宅改造する際の費用を100万円を限度に助成します。(介護保険及び日常生活用具給付に基づく住宅改修費の支給対象となる場合は80万円)</p> <p>ただし、障がい者に適応するための改造費用として認められた経費が対象となります。</p> <p>※ 65歳以上の人は、高齢福祉課が窓口です。 ※ 新築・改築・増築は対象外です。</p>	<p>・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。 ・改造後の申請は不可。</p> <p style="text-align: center;">障がい福祉課 ☎ 22-7059</p>
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲	▲				▲																							
<p>障がい者住宅改造等助成事業(視覚障がい者施術施設整備関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">身障手帳(級)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">療育手帳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">A</td><td style="text-align: center;">B1</td><td style="text-align: center;">B2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td><td style="text-align: center;">▲</td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲	▲	▲	▲	▲				<p>視覚障がい者の、あんま・マッサージ・鍼・灸施術施設新規開設に要する費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: center;">基準額 60万円</p>	<p>・所得制限あり。 ・事前の申請が必要。</p> <p style="text-align: center;">障がい福祉課 ☎ 22-7059</p>
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲	▲	▲	▲	▲																								

身体障がい者補助犬貸付事業										下記の身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を貸し付けます。 ① 視覚障がい者 1級 ② 肢体不自由者 1級または2級 ③ 聴覚障がい者 2級 ④ ①～③の障がいに準ずる人			・18歳以上のみ ・年度により貸付できる補助犬の頭数に限りがあります。		
身障手帳(級)						療育手帳				障がい福祉課 ☎ 22-7059					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
▲	▲														
生活福祉資金貸付事業										障がいのある人やその世帯の自立更生を支援するための資金の貸付をします。			・資金の種類により制限があります。		
身障手帳(級)						療育手帳				住宅資金 療養資金 福祉資金 災害援護資金 修学資金 更生資金					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
●	●	●	●	●	●	●	●	●							
										延岡市社会福祉協議会 ☎ 32-6555					



ちょっと一休み



国際シンボルマーク

パンフレット表紙にある「国際シンボルマーク」。よく街の公共施設などの駐車場やトイレで見かけます。この車いすのマークは、実は法的に決められているものではなく、国際リハビリテーション協会が決めた障がい者のためのシンボルマークなのです。

したがって、このシンボルマークは法的な義務・強制力・拘束力は全くありませんので、駐停車禁止場所に自動車を駐停車させた場合に、禁止除外等の特別扱いはされませんので、ご注意ください。

駐車禁止除外の許可を得るためには、警察署の交通課にて申請手続きが必要です。ご相談ください。

6 その他の制度について

事業名	事業内容	備考 窓 口																											
所得税・住民税・事業税減免	障がいの種別・程度により、所得税・住民税・事業税等の控除が受けられます。	・障がいの種別・程度により制限あり。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td> <td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		市民税課 ☎ 22-7012
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																					
自動車税・自動車取得税減免(軽自動車含む)	障がい者本人に課税された(障がい者が18歳未満の場合は、生計同一者)自動車税または自動車取得税が免除されます。 ※ 取得税減免—自動車購入前 ・普通自動車—4月1日～6月1日(平成21年度) ・軽自動車—4月1日～5月25日(平成21年度) ・生計同一の介護者が運転する場合は、障がい者の障がい種別及び使用目的の制限があります。 ・軽自動車の場合は家族の状況に応じて一部該当になる場合もあります	宮崎県税事務所(愛宕町) ☎ 35-1811 市民税課(軽自動車) ☎ 22-7012 障がい福祉課 ☎ 22-7059																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td> <td>▲</td><td>▲</td><td>▲</td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																					
重度身体障がい者移動支援事業	在宅の身体障がい者で、車いすを常用している人をリフト付乗用車を利用して移送の支援をします。	・登録制																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td>▲</td><td>▲</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	▲	▲									延岡市社会福祉協議会 ☎ 32-6555
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
▲	▲																												
福祉機器リサイクル事業	使用されなくなった補装具、日常生活用具を回収して、用具を必要とする心身障がい者等に貸出します。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		延岡市社会福祉協議会 ☎ 32-6555
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
障がい者(リフト付)福祉バス運行事業	心身障がい児・者の社会参加促進のため障がい者福祉バスを運行します。 例 各種行事等の参加 (スポーツ・レクリエーションなど) 各種研修会の参加	・予約制、定員28名。 ・車いす用の席は4席 ・10名以上(障がい者5名以上含む)の利用が必要です。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	●	●	●	●	●	●	●	●	●		障がい福祉課 ☎ 22-7059
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					
●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
ノンステップバス運行	高齢者や障がい者が乗り降りしやすいノンステップバスを宮崎交通が運行しています。運行時間・運行コースは、直接宮崎交通にお問い合わせください。 車いすの人もバスを利用することができます。	・車いす用の席が2席しかありませんので、事前に下記宛て電話予約してください。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">身障手帳(級)</th> <th colspan="3">療育手帳</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td>A</td><td>B1</td><td>B2</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	身障手帳(級)						療育手帳			1	2	3	4	5	6	A	B1	B2											宮交 延岡運行センター ☎ 32-5321
身障手帳(級)						療育手帳																							
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2																					

手話奉仕員派遣事業										聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣します。								
身障手帳(級)						療育手帳										障がい福祉課 ☎ 22-7059		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2										
▲	▲	▲	▲	▲	▲													
要約筆記奉仕員派遣事業										手話取得の困難な中途失聴者および難聴者等の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、要約筆記奉仕員を派遣します。			障がい福祉課 ☎ 22-7059					
身障手帳(級)						療育手帳												
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2										
▲	▲	▲	▲	▲	▲													
音声機能障害者 発声訓練事業										疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者の発声訓練等を行います。			宮崎県向声会延岡支部 ☎ 22-3933					
身障手帳(級)						療育手帳												
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2										
▲	▲	▲	▲	▲	▲													

○きこえとことばの教育相談

・乳幼児教育相談

乳幼児の「きこえとことば」の相談や、親子の関わりを基本に育児、コミュニケーションの方法等の支援を行います。

・外来教育相談

幼児から成人までの「きこえとことば」についての相談。
聴力測定、補聴器の調整や聴覚活用の支援等を行います。

問い合わせ

延岡ととろ聴覚支援学校(旧 延岡ろう学校)

TEL 37-0313

FAX 37-0376

オストメイト社会生活 適応訓練事業										ストマ用装具の装着者に対して、正しい装具の 使用方法を指導・相談に応じます。					
身障手帳(級)						療育手帳				日本オストミー協会 宮崎県支部 ☎ 0985-39-5211					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
▲	▲	▲	▲	▲	▲										
難病患者等居宅生活 支援事業										厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の 対象患者または関節リウマチ患者にホームヘル パーの派遣、日常生活用具の給付等を行います。			・手帳の有無は問いません。 ・世帯の所得税額等に 応じた自己負担あり。		
身障手帳(級)						療育手帳				18歳以上の在宅の人に限ります。					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業										在宅の小児慢性特定疾患の対象患者に対して 日常生活用具を給付します。			・手帳の有無は問いません。 ・世帯の所得税額等に 応じた自己負担あり。		
身障手帳(級)						療育手帳				障がい福祉課 ☎ 22-7059					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
ことばの教室										ことばの発達が遅い、発音等が不明瞭な児童に 対し、ことばの指導・相談を行います。			・手帳の有無は問いません。		
身障手帳(級)						療育手帳				恒富小学校では、「ことばの教室」、「きこえの教 室」および「こころの教室」で通級による指導が行 われています。					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
障がい幼児言語訓練事業										就学前の言語の遅れがある児童に対し、言語訓 練を行います。			・手帳の有無は問いません。		
身障手帳(級)						療育手帳				障がい福祉課 ☎ 22-7059 宮崎県北部福祉子どもセンター ☎ 35-1700					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
地域療育機能強化事業										県北に住む障がいのある児童に対して、日常生 活動作、心身機能の発達促進および低下防止の ために機能訓練を行います。			・さくら園(古城町)で実施 ・手帳の有無は問いません。		
身障手帳(級)						療育手帳				また、保護者に対して、家庭での療育技術の指 導も行います。					
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2							
地域活動支援センター 事業										在宅障がい者に対し、自立更正と社会参加を 図るため、創作活動や作業訓練等を行います。			①は主に、 身体障がい者		
身障手帳(級)						療育手帳				①芽ばかり作業所 ☎ 35-2013			②と③は主に、 知的障がい者		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	②もちの木福祉作業所 ☎ 33-8070						
●	●	●	●	●	●	●	●	●	③ふじの木福祉作業所 ☎ 35-5771			④は主に、 精神障がい者			
									④大瀬作業所 ☎ 31-5337						

職 親 制 度										知的障がい者の自立更生を図るため、生活指導および技術習得等の訓練を職親のもとで一定期間行います。					
身障手帳(級)						療育手帳						障がい福祉課			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2				☎ 22-7059			
						●	●	●							
点 字 図 書 館										視覚に障がいのある人のために、点字図書・声の図書の貸出し、点字に関する相談を行っています。					
身障手帳(級)						療育手帳			延岡ライトハウス点字図書館						
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	延岡市山下町1丁目7番地9			延岡ライトハウス			
▲	▲	▲	▲	▲	▲							☎ 32-2973			
盲 人 ホ ー ム										視覚に障がいのある人の自立更生のために、日常生活相談および指導、点字講習・技術訓練等の教育実習を行います。					
身障手帳(級)						療育手帳			延岡ライトハウス盲人ホーム						
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	延岡市山下町1丁目7番地9			延岡ライトハウス			
▲	▲	▲	▲	▲	▲							☎ 32-2973			
障がい者の雇用相談										県北の障がい者の就職に関する相談、障がい者の雇用に関する相談を行います。					
身障手帳(級)						療育手帳			相談はできるだけ、事前に電話予約をください。			ハローワーク延岡			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2				☎ 32-5435			
●	●	●	●	●	●	●	●	●				のべおか障害者就業・生活支援センター			
重症心身障がい児(者)通園事業 B 型										県北に住む在宅の重症心身障がい児(者)に対し、日常生活動作や訓練等必要な療育を行うことにより、機能低下を防止し、発達を促します。					
身障手帳(級)						療育手帳			延岡こども発達支援センター			延岡こども発達支援センター			
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	さくら園(古城町)で実施			宮崎県北部福祉こどもセンター			
▲	▲					▲						☎ 35-1700			
										延岡こども発達支援センター			☎ 35-8535		

7 障がい者の相談機関について

障がい者の地域生活を支援するため、様々な相談に応じる事業所です。

障害者生活支援事業所「ぱれっと」	☎ 32-6551	三ツ瀬町・社会福祉センター内
しょうがい者そうだん室「とびら」	☎ 20-0501	大瀬町1丁目9-10
そうだんサポートセンターはまゆう	☎ 47-3481	北方町・はまゆう園内
そうだんサポートセンターひかり	☎ 37-0158	櫛津町・ひかり学園内
サポートセンター 愛育	☎ 26-7155	山下町1丁目3-5
延岡発達障害者支援センター	☎ 23-8560	櫛津町・ひかり学園内
のべおか障害者就業・生活支援センター	☎ 20-5283	恒富町4丁目66

8. 在宅障がい者福祉サービス

- ◆申請窓口 障がい福祉課（22-7059）
- ◆利用手続 手続の流れは下記のとおりです。調査や障害程度区分の認定が必要です。
- ◆費用 原則1割の自己負担となります。ただし、世帯の所得の状況に応じて、自己負担額に上限が設けられています。
- ◆介護保険の適用者は、介護保険が優先されます。

利用開始までの手続の流れ

1. 相談・申請

障がい福祉課窓口または相談支援事業所に相談します。
申請は、障がい福祉課窓口です。



2. 調査

障がい者または障がい児の保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査します。
また、申請には医師の診断書が必要です。



3. 審査・判定

調査の結果と医師の診断結果をもとに、障害程度区分（どのくらいのサービスが必要な心身の状態か）を審査会で認定されます。



4. 決定・通知

障害程度区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。



5. 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。



6. サービスの利用開始

受給者証を提示して希望するサービスを利用します。

居宅サービス（ホームヘルプ）

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）、精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持し、障害程度区分（18歳以上）の認定を受けた方。

(2) 内容

重度の障がい児・者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な介護者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、通院時の介助を行います。

移動支援（ガイドヘルプ）

(1) 対象者

- ① 在宅で次のいずれかの身体障害者手帳を所持している方
 - ・視覚の障害が2級以上
 - ・上肢、下肢の両方にいずれも1級の障がいがある方
- ② 在宅で、療育手帳（同程度と認められる方を含む）、精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持している方

(2) 内容

重度の障がい児・者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な介護者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、外出の介護を行います。

児童デイサービス

(1) 対象児

在宅で、市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童、又は児童相談所や医療機関等から療育の必要性を認められた児童。

(2) 内容

児童デイサービス施設へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

短期入所（ショートステイ）

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）、精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持し、障害程度区分（18歳以上）の認定を受けた方。

(2) 内容

介護者の都合により、障がい者が居宅で介護を受けることができない場合に、宿泊を伴う一時的な預かりをします。

日中一時支援

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）、精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持し、日中に監護する者がいなければなりません。

(2) 内容

日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として障がい者（児）を日中に一時的に預かります。

日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	介護給付	病院などの施設で主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

訪問入浴

(1) 対象者

在宅で、身体障害者手帳を所持し他のサービスを利用しても在宅での入浴が困難な方。（児童は、成人同様の体格であって、他のサービスを利用しても在宅での入浴が困難な方）

(2) 内容

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行う。

9. 施設入所等の福祉サービス

- ◆施設への入所やグループホーム等の利用については、障がい福祉課窓口や各施設等にご相談ください。
- ◆申請の窓口は、障がい福祉課になります。

10 介護保険制度について

対象者 第1号被保険者 : 65歳以上の人

第2号被保険者 : 40歳～64歳までで、以下に掲げる疾病のある人

初老期における認知症、早老症、脳血管疾患
両膝の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
慢性関節リウマチ、パーキンソン病、脊髄小脳変性症
筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、脊柱管狭窄症
骨折を伴う骨粗鬆症
閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
がん末期

内容 在宅サービス : ① ホームヘルプサービス
② デイサービス
③ ショートステイ
④ 日常生活用具の貸与、購入費の支給
⑤ 住宅改修費の支給 等

施設サービス : ① 特別養護老人ホーム
② 老人保健施設
③ 介護療養型医療施設

地域密着型サービス ① グループホーム
② 小規模多機能型居宅介護
③ 認知症対応型通所介護

備考 ・介護保険のサービスを利用する場合は、「要介護認定」を受ける必要があります。
・延岡市 高齢福祉課または最寄の地域包括支援センターにお問い合わせください。
・なお、身体障がい者手帳を所持し、介護保険被保険者に該当する人は、介護保険制度にサービスが優先となりますので、ご注意ください。

問い合わせ

高 齢 福 祉 課



22-7058

11 障がい者団体について

NO	団 体 名	事 務 局 住 所 電 話 ()	代 表 者 電 話 ()	主 な 活 動 内 容
1	延岡市視覚障害者福祉協会	山下町1丁目7番地9 延岡ライトハウス内 (32-2973)	(会 長) 猪之鼻 育夫 33-4620 (事務局長) 黒木秋良 35-8986	目の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
2	延岡市聴覚障害者協会	浜町5209番地 (会長自宅)	(会 長) 日吉 京子 21-0500 (FAX)	耳の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
3	宮崎県向声会延岡支部	野地町6丁目2046-8	(会 長) 柳井 義信 097-551-3611	声帯に障がいのある人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
4	延岡市しょうがい者大輪の会 (肢体障がい関係)	東本小路131番地5 延岡市協働まちづくりセンター内 (090-8228-5066)	(理事長) 本村 隆房 31-1859	手足の不自由な人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
5	延岡市腎臓病患者会	浜町408-2	(会 長) 岩田数馬 090-7924-7587	腎臓に障がいのある人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
6	日本オストミー協会 宮崎県支部 県北ブロック	恒富町2丁目4番地8 (県支部幹事自宅)	(ウロ会長) 清水敬一 34-7837 (県支部幹事) 年森美恵子 31-1277	直腸に障がいのある人たちで組織し、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
7	延岡市肢体不自由児者父母の会	野地町6丁目2018番地2 (会長自宅)	(会 長) 中村民男 33-9633	身体の不自由な子どもを持つ父母で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
8	宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	安賀多町3丁目6-3 ふじの木福祉作業所内 (33-3223)	(会 長) 横山祐子 (事務局長) 清島明子	知的障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
9	延岡市城山家族会	大貫町5丁目1736番地 (大瀬作業所内)	(会 長) 日高 明美 31-5337	精神障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
10	北方町身体障害者福祉会	北方町上崎辰1007	(会 長) 甲斐清美 47-3127	北方町に在住する障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
11	北浦町身体障害者福祉協議会	北浦町三川内3057	(会 長) 梅田形幸 45-2562	北浦町に在住する障がい者及びその家族で組織し、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。

延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686

延岡市 東本小路 2番地1

TEL 0982-22-7059

FAX 0982-21-0203

メール syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp